

策定に当たって

都は、平成18年12月に「10年後の東京」を策定し、この中で「10年間で障害者雇用の3万人増加」という目標を掲げました。

平成19年10月に設置した東京都障害者就労支援協議会では、平成20年11月に「首都 TOKYO 障害者就労支援行動宣言」及び宣言達成のための具体的取組である「障害者雇用・就労推進 TOKYO プラン（行動指針）」を策定し、協議会に集う関係機関が連携しながら、障害者雇用の増加を目指して多様な取組を進めてきました。平成26年12月に策定した「東京都長期ビジョン」においては、新たに「2024年度末までに障害者雇用に4万人増加」との目標を掲げ、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」においても引き継ぎましたが、令和元年6月で4万人増の目標を達成いたしました。現在、令和3年3月に策定した『未来の東京』戦略で掲げた「2030年度末までに障害者雇用に4万人増加」の目標に取り組んでいます。

最近の障害者雇用情勢を見ると、東京の障害者雇用数（令和4年6月1日現在）は、228,475.5人と過去最高を更新したものの、民間企業全体の雇用率は2.14%と、依然として法定雇用率を下回っています。

令和6年4月から民間企業の法定雇用率は2.3%から2.5%に引き上げられる予定であり、それに伴い障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員43.5人以上から40.0人以上に変わります。

さらに、令和8年7月からは民間企業の法定雇用率は2.5%から2.7%に引き上げられ、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲も従業員40.0人以上から37.5人以上に変わる予定であるなど、障害者雇用を取り巻く状況は大きく変化しており、障害者雇用の促進に向けた就労支援・就労定着支援の必要性が一段と高まっています。

こうした中で、関係機関が連携し、就職を希望する障害者を企業等につなぐとともに、就職後の定着支援、離職者の再就職支援、国・都等公的機関における雇用、雇用の場と機会の拡大等、障害者の就労を支援する取組をさらに強力に推進していく必要があります。

協議会は、令和5年度の事業計画「障害者雇用・就労推進連携プログラム2023」を策定し、障害者雇用に向けた取組や関係機関連携を着実に進めてまいります。

首都 TOKYO 障害者就労支援 行動宣言

障害の有無にかかわらず、働く意欲のある人が、必要な支援を受け、いきいきと働けるTOKYOの実現をめざします。

東京都、経済団体、企業、労働、福祉、教育などの関係機関が連携し、障害のある方の雇用・就労の推進に取り組むことにより、だれもがともに働くことのできる社会を実現します。

- (宣言1) **社会全体で支援します！**
～障害者一人ひとりの雇用と就労～
- (宣言2) **就労移行を推進します！**
～福祉施設から企業へ～
- (宣言3) **雇用機会を拡大します！**
～障害特性に応じて～
- (宣言4) **ミスマッチを解消します！**
～「働きたい」と「雇いたい」～

私たちは、東京都障害者就労支援協議会の策定したこの宣言に賛同し、次の指針に基づき行動します。

平成20年11月

東京都
東京都教育委員会
東京都社会福祉協議会
東京労働局
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京障害者職業センター
東京経営者協会
東京商工会議所
東京都中小企業団体中央会

障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行動指針）

東京には、「ハローワーク」が17か所、主な就労支援機関として、「障害者就業・生活支援センター」が6か所あるほか、東京都独自の「区市町村障害者就労支援センター」が51区市町に設置されています。また、専門的な支援機関として、東京障害者職業センターなどがあります。

そして、生徒全員の企業就労をめざす、知的障害特別支援学校高等部における専門学科の設置も進められています。

さらに、東京障害者職業能力開発校、都立職業能力開発センター（一般校）における障害者職業能力開発訓練などの職業訓練が実施されています。

一方で、就労支援機関等と連携し、様々な工夫をしながら障害者雇用に積極的に取り組む企業も多くあり、経済団体においても障害者雇用に関する普及啓発等の取組が行われています。

今後も、これらの関係機関の連携をさらに強化し、「『未来の東京』戦略」で掲げた「2030年度末までに障害者雇用に4万人増加」という新たな目標の実現に向けて、障害者一人ひとりの就労と職場定着を図っていきます。

そのため、以下のように、4つの宣言に基づき、10の視点、20の行動を掲げて取り組めます。

（宣言1） 社会全体で支援します！ ～障害者一人ひとりの雇用と就労～

（宣言2） 就労移行を推進します！ ～福祉施設から企業へ～

（宣言3） 雇用機会を拡大します！ ～障害特性に応じて～

（宣言4） ミスマッチを解消します！ ～「働きたい」と「雇いたい」～

(視点1) 地域で生涯にわたって安心して働ける

行動1 地域の就労支援ネットワークを構築します。

行動2 障害者のライフステージを通じた就労を支援します。

(視点2) 職業に向けた準備へのバックアップ

行動3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。

行動4 障害者のニーズ、企業のニーズに応じた職業訓練を実施します。

行動5 企業等での訓練・実習の場を拡充します。

(視点3) 「福祉施設等から企業へ」向かう流れ

行動6 企業で働く意欲のある障害者を一般就労へつなげます。

(視点4) 福祉施設の事業者を支援

行動7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。

行動8 効果的な就労支援ツールを普及させます。

(視点5) 精神障害者の安定的な就労を支援

行動9 精神障害者の就労定着支援に取り組みます。

行動10 精神障害者の就労支援にかかわる機関の連携を強化します。

(視点6) 「ともに働く」意識の開拓

行動11 経営者へ障害者雇用の働きかけを推進します。

行動12 企業への障害者雇用の啓発活動を推進します。

行動13 「障害者雇用支援月間」「障害者週間」等でのPRを充実します。

行動14 障害者雇用好事例や職場で配慮すべき事項を紹介します。

(視点7) 中小企業の障害者雇用をサポート

行動15 中小企業に対し雇用ノウハウ等を提供します。

行動16 中小企業の雇用に向けた取組を促進します。

(視点8) 法定雇用率達成を目指す

行動17 企業等への法定雇用率達成に向けた指導・支援を強化します。

(視点9) 公的機関も雇用機会拡大へチャレンジ

行動18 都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。

(視点10) 「働きたい」と「雇いたい」をマッチング

行動19 「キャリア形成シート(個別移行支援計画を含む)」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。

行動20 就労支援機関等と企業が顔の見える関係を構築します。

目次

策定に当たって

◆首都 TOKYO 障害者就労支援行動宣言	1
◆障害者雇用・就労推進 TOKYO プラン（行動指針）	2
・目次	5
・東京の障害者雇用に係る施策の展開	7
1 東京の障害者雇用の現状	7
2 国の取組	9
3 障害者の就労支援の主な取組	10
◆障害者雇用・就労推進 連携プログラム 2023	16
行動 1 地域の就労支援ネットワークを構築します。	17
事業 1-1 区市町村障害者就労支援事業の充実	18
事業 1-2 障害者就業・生活支援センター事業	
行動 2 障害者のライフステージを通じた就労を支援します。	19
事業 2-1 区市町村障害者就労支援事業の充実 再掲	20
事業 2-2 障害者就業・生活支援センター事業 再掲	
行動 3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。	21
事業 3-1 民間を活用した企業開拓	22
事業 3-2 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置	
行動 4 障害者のニーズ、企業のニーズに応じた職業訓練を実施します。	23
事業 4-1 東京障害者職業能力開発校における訓練の推進	24
事業 4-2 一般校における障害者職業能力開発訓練の推進	
行動 5 企業等での訓練・実習の場を拡充します。	25
事業 5-1 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充	26
事業 5-2 障害者雇用就業総合推進事業の推進	
行動 6 企業で働く意欲のある障害者を一般就労へつなげます。	27
事業 6-1 地域開拓促進コーディネーターの設置促進	28
事業 6-2 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業	
行動 7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。	29
事業 7-1 障害者就労支援体制レベルアップ事業	30
事業 7-2 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供	
事業 7-3 就労支援機関連携スキル向上事業	
事業 7-4 就労移行支援事業におけるテレワーク等支援力向上事業	
行動 8 効果的な就労支援ツールを普及させます。	31
事業 8-1 支援プログラム（職業評価等）の普及	32
行動 9 精神障害者の就労定着支援に取り組みます。	33
事業 9-1 東京ジョブコーチ支援事業の推進	34
事業 9-2 精神障害者の職場復帰支援の推進	
事業 9-3 精神障害者の雇用継続支援の推進	
事業 9-4 総合就労支援プログラム「トライワークプロジェクト」	
事業 9-5 トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）の活用	
事業 9-6 障害者雇用就業総合推進事業の推進 再掲	
行動 10 精神障害者の就労支援にかかわる機関の連携を強化します。	35
事業 10-1 精神障害者の雇用支援ネットワークの充実・強化	36
事業 10-2 精神障害者就労定着連携促進事業	
行動 11 経営者へ障害者雇用の働きかけを推進します。	37
事業 11-1 企業への障害者雇用相談の実施	38
事業 11-2 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の活用	
事業 11-3 障害者雇用安定助成金の活用（令和3年度よりキャリアアップ助成金、障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金に整理されたほか一部廃止）	

行動 1 2	企業への障害者雇用の啓発活動を推進します。	39
事業 12-1	経営者向けセミナー等の実施	40
事業 12-2	事業者向けセミナー等の実施	
事業 12-3	特別支援学校等との情報交換	41
事業 12-4	企業向け普及啓発セミナー	
事業 12-5	企業向けワークショップ等の実施	
事業 12-6	中小企業のための障害者雇用支援フェア	
事業 12-7	企業向け雇用支援セミナーの開催	42
行動 1 3	「障害者雇用支援月間」「障害者週間」等でのPRを充実します。	43
事業 13-1	障害者雇用支援月間(9月)における情報発信関係事業	44
事業 13-2	障害者週間におけるPRの実施	
行動 1 4	障害者雇用好事例や職場で配慮すべき事項を紹介します。	45
事業 14-1	学校PR～企業向けDVDの作成の推進	46
事業 14-2	障害者雇用促進ハンドブックの作成・配布	
事業 14-3	障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の表彰	
行動 1 5	中小企業に対し雇用ノウハウ等を提供します。	47
事業 15-1	事業協同組合の活用による中小企業における障害者雇用創出に向けた取り組み	48
事業 15-2	東京ジョブコーチ支援事業の推進 再掲	
事業 15-3	障害者雇用就業総合推進事業の推進 再掲	
事業 15-4	中小企業障害者雇用応援連携事業	
事業 15-5	職場内障害者サポーター事業	49
行動 1 6	中小企業の雇用に向けた取組を促進します。	51
事業 16-1	中小企業障害者雇用支援助成事業	52
事業 16-2	障害者安定雇用奨励事業	
事業 16-3	難病・がん患者就業支援奨励事業	
事業 16-4	障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の表彰 再掲	53
事業 16-5	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の活用	
事業 16-6	トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)の活用	
行動 1 7	企業等への法定雇用率達成に向けた指導・支援を強化します。	55
事業 17-1	基準に基づいた指導	56
事業 17-2	企業の雇用課題に対応した支援	
行動 1 8	都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。	57
事業 18-1	教育委員会の一般の雇用の拡充	58
事業 18-2	チャレンジ雇用の拡充	
事業 18-3	東京都教育委員会版チャレンジ雇用の拡充	
行動 1 9	「キャリア形成シート(個別移行支援計画を含む)」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。	59
事業 19-1	個別移行支援計画の引継ぎ	60
行動 2 0	就労支援機関等と企業が顔の見える関係を構築します。	61
事業 20-1	ハローワークを中心としたチーム支援の実施	62
事業 20-2	地域開拓促進コーディネーターの設置促進 再掲	
事業 20-3	TOKYO 障害者マッチング応援フェスタの実施	
・	障害者雇用・就労推進 連携プログラム 2023 事業名一覧【事業番号順】	63
・	〃 〃 【事業所管順】	65
・	東京都障害者就労支援協議会 委員名簿・事務局名簿	67
資料編		
データ一覧		71
連絡先一覧		82

東京の障害者雇用に係る施策の展開

1 東京の障害者雇用の現状

【民間企業に雇用されている障害者の数は着実に増加】

雇用情勢の改善が続く中、障害者の雇用状況については、令和4年6月1日現在、都内の民間企業の雇用障害者数は着実に増加し、228,475.5人と過去最高となりました。(図1)

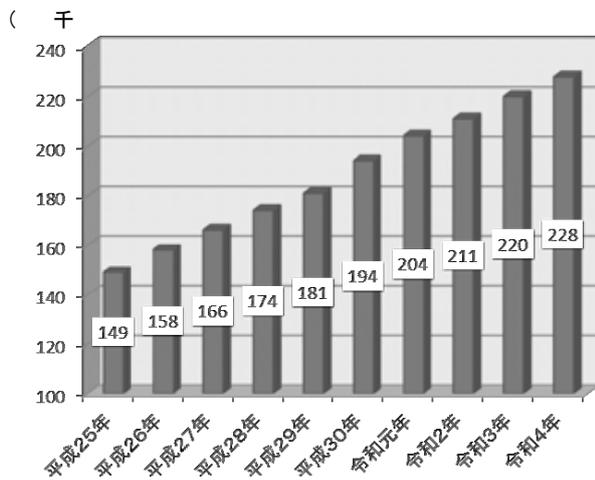
また、障害者実雇用率は2.14%(図2)で、1,000人以上規模企業の実雇用率は2.44%と法定雇用率を上回っていますが、500人から1,000人未満規模企業では2.08%、300人から500人未満規模企業では1.81%、100人から300人未満規模企業では1.41%、43.5人から100人未満規模企業では0.87%と、中小企業で依然として低い水準にあります。さらに、全体として雇用率達成企業の割合は32.5%にとどまっており、全国に比べると低い状況にあり雇用機会の拡大を図ることが必要です。(表1)

* 法定雇用率は令和3年3月より2.2%から2.3%に引上げとなりました。

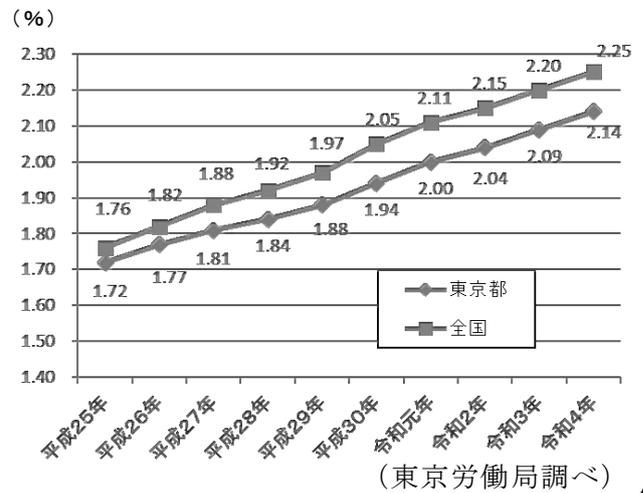
また、これに伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業者45.5人以上から43.5人以上に変わりました。

都内民間企業の雇用障害者数及び障害者雇用率の推移(令和4年6月1日現在)

(図1) 障害者雇用者数の推移



(図2) 障害者雇用率の推移



都内民間企業の障害者雇用(令和4年6月1日現在) (表1)

	対象企業数 (雇用率)	達成企業数 (構成比)	未達成企業数 (構成比)
43.5~99人	10,249 (0.87)	2,711 (26.5)	7,538 (73.5)
100人~299人	7,912 (1.41)	2,676 (33.8)	5,236 (66.2)
300~499人	1,837 (1.81)	580 (31.6)	1,257 (68.4)
500~999人	1,535 (2.08)	616 (40.1)	919 (59.8)
1,000人以上	1,575 (2.44)	937 (59.5)	638 (40.5)
合計	23,108 (2.14)	7,520 (32.5)	15,588 (67.5)

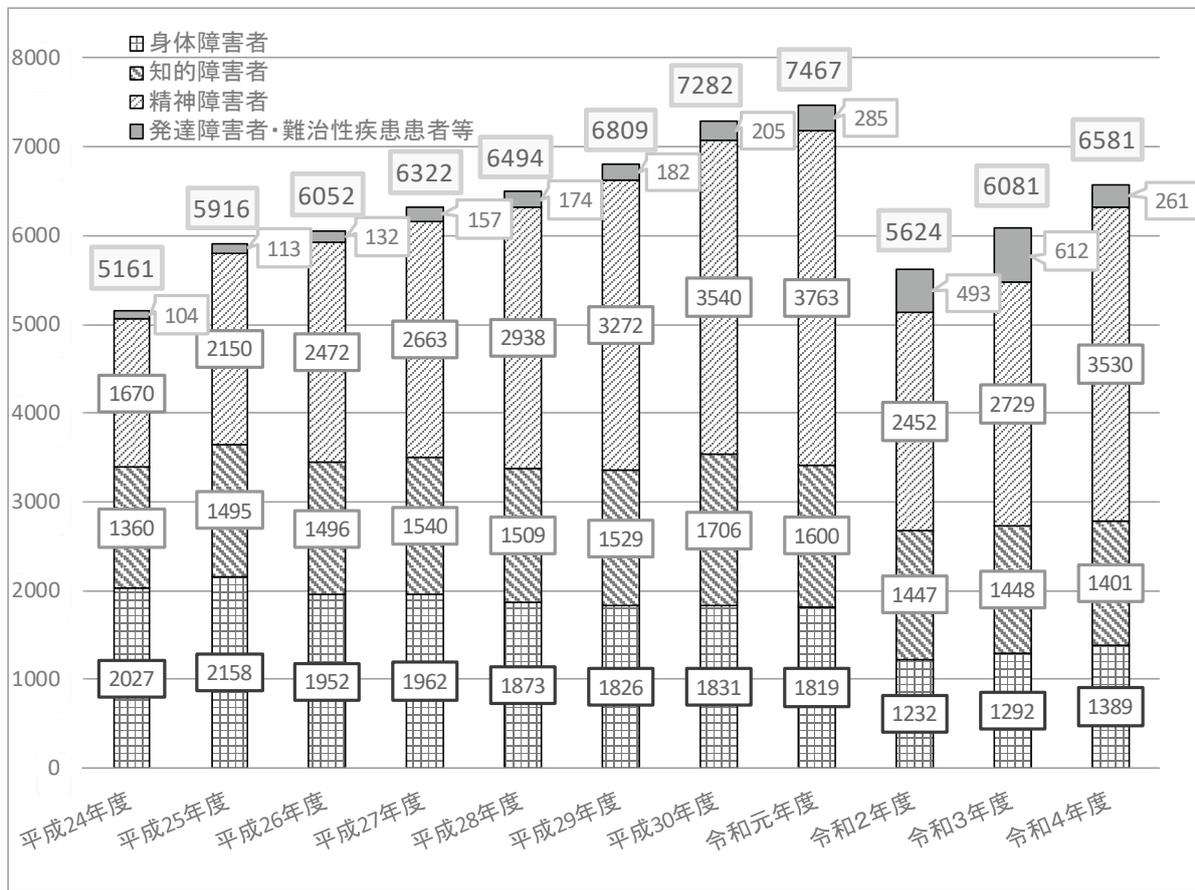
(東京労働局調べ)

【障害者の就職件数は回復】

一方、令和4年度の都内ハローワークを通じて就職した障害者の就職件数は6,581人、令和3年度比で8.2%増加と2年連続で増加となっていますが、コロナ禍前の水準には回復していない状況です。

就職件数を障害種別に見ますと、身体障害者が1,389人（+7.5%）、知的障害者が1,401人（▲3.2%）、精神障害者が3,530人（+29.4%）、その他の障害者が261人（▲57.4%）となっており、精神障害者が全体の53.6%を占めています。

障害者の就職件数の推移（障害種別）



（東京労働局調べ）

2 国の取組

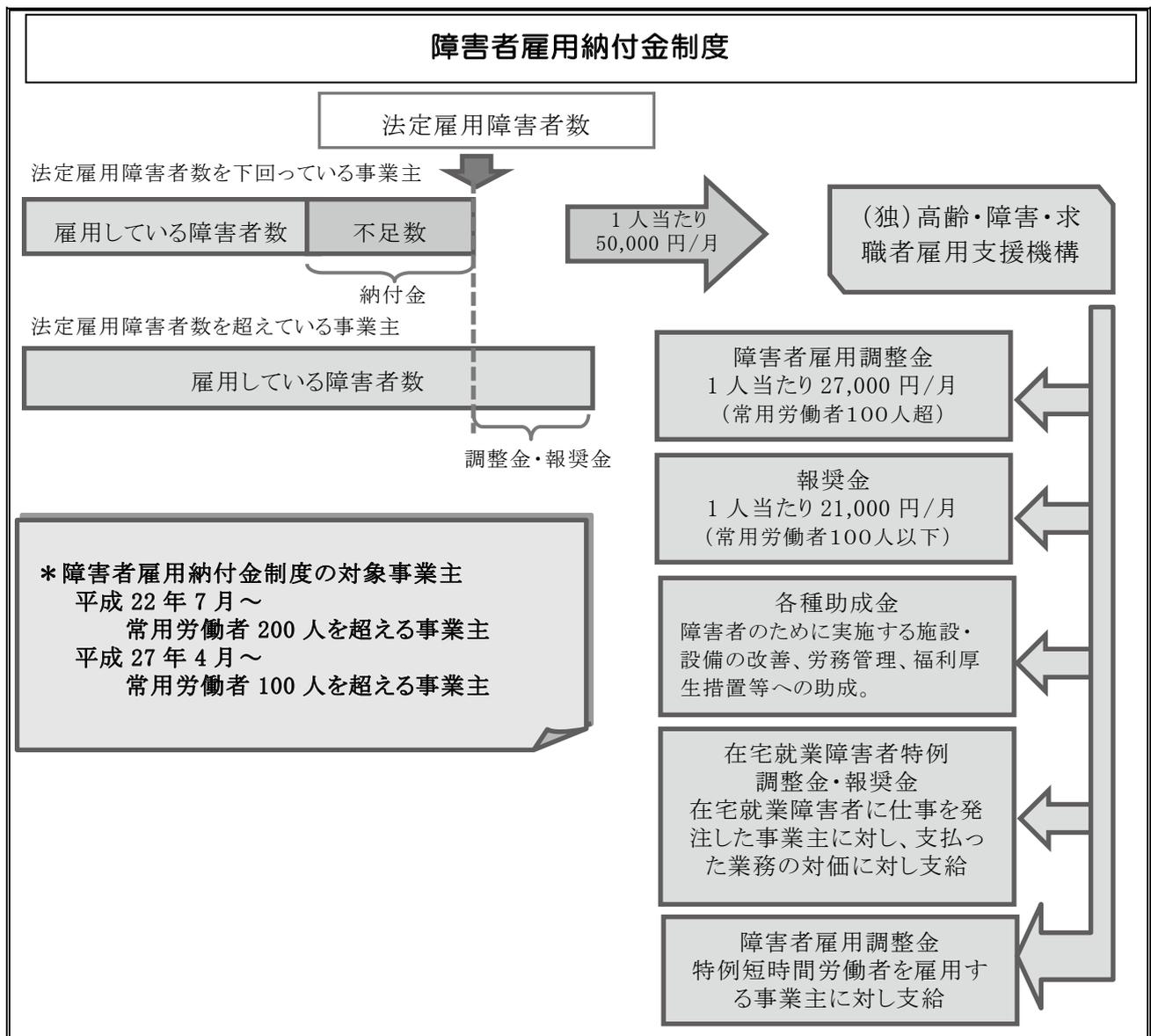
【取組の方針】

障害者雇用状況が依然として低調な中小企業に対し、障害者雇用の理解促進、不安の解消を図り、雇用の拡大に努めます。

また、全国のアロワークのネットワークを生かした職業紹介、雇用支援を行い、法定雇用率達成割合の早期改善を図ります。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導
- ・ 企業の雇用課題に対応した指導・支援
- ・ 公的機関に対する指導
- ・ 障害者個々人に応じた就職支援
- ・ 関係機関とのチーム支援による就職支援
- ・ 障害特性に応じたきめ細かな支援



3 障害者の就労支援の主な取組

都は下記計画に基づき、障害者就労支援協議会に参加する団体等と連携して、障害者の就労支援に取り組んでいます。

「未来の東京」戦略（令和3年3月策定）

【戦略6 ダイバーシティ・共生社会戦略「障害者の働き方」をひろげるプロジェクト】

障害者が自らの意思に基づき、いきいきと働ける社会を実現するため、障害者の働く機会を拡大するとともに、就労支援や定着支援の取組を実施。2021年度から2030年度までに、障害者雇用4万人増加を目標とする。

東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年6月策定）

東京都障害者計画と第6期東京都障害福祉計画及び第2期東京都障害児福祉計画の3つの性格を併せ持つ計画として一体的に作成されています。

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。

特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画（令和4年3月策定）

職業的な自立を推進する就労支援体制の整備など教育・福祉・医療・保健・労働等の関係機関との積極的な連携を進める。

【身近な地域の就労支援機関の設置による障害者の支援】（福祉局）

区市町村障害者就労支援センター（51区市町）と障害者就業・生活支援センター（6か所）を設置し、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供しています。

企業に対しても、業務内容の提案、定着に向けたノウハウの提供を行っています。

【企業等での職場見学・職場実習・職業訓練】

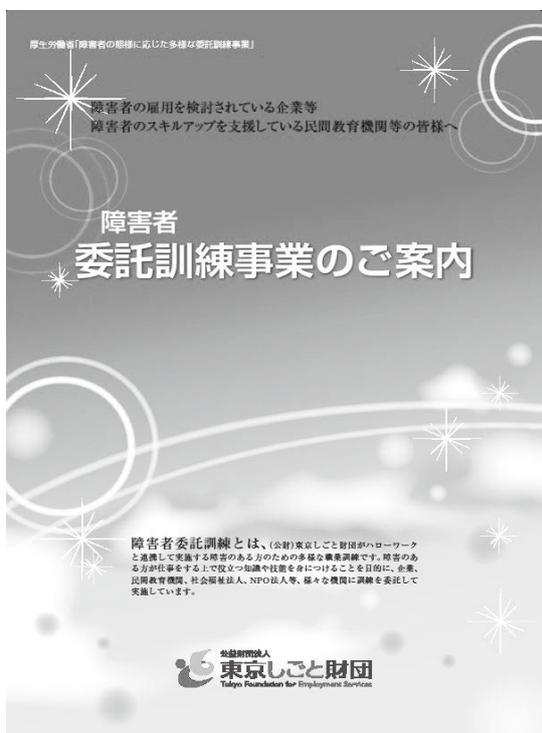
（1）職場体験実習開拓・紹介事業（障害者雇用就業総合推進事業）（しごと財団）

障害者雇用支援アドバイザーが実習業務の切り出しなど、受入れに当たってのアドバイスを行いながら、実習先企業を開拓し、面談会等を通して地域の就労支援機関へ紹介します。

（2）職業訓練・委託訓練（産業労働局・しごと財団）

障害者を対象とした東京障害者職業能力開発校等で職業訓練を実施するとともに、企業等の現場を活用した職業訓練の機会を提供する委託訓練を実施します。

職場訓練・委託訓練
事業案内(パンフレット)



職場体験実習面談会
(チラシ)

障害者「職場体験実習面談会」参加企業募集

「職場体験実習面談会」は
 ・企業にとって、障害者との「出会いの場」です！
 ・就労を自覚して、多くの障害者が実習の場を求めています！
 ・実習により多くの障害者が就労ステップへと進めます。

東京しごと財団では、企業と障害者双方の理解を深め、企業にとっては受け入れ準備性を、障害者にとっては就労準備性を高めるための利用ツールである職場体験実習事業を実施しています。
 職場体験実習面談会は、障害者と就労支援機関の支援員がペアで参加します。企業は一度に複数の障害者と面談することができず。

対象企業：都内に本社または事業所がある企業等
※都・区市町村の障障は対象外です。
実施会場：北沢タウンホール(北区区民会館) 2F ホール
 東京都世田谷区北沢2-8-18
参加者：都内の就労支援機関から推薦された 障害のある方
面談時間：1名15分
参加可能企業数：40社(各20社×2日間)
※参加企業は事前に都庁から届出済みの企業(「障障者雇用促進法」に基づく参加企業)として登録を完了済みであり、かつ、都庁の障障者雇用促進センターから届出済みの企業として参加する必要があります。
申込方法：
 ①履歴書(就労支援機関 電子受付システムでの申込(推奨))
※履歴書は東京しごと財団電子受付システム(障障者)を利用してください。
 ②郵送申込 (HPにて申込用紙のダウンロードも可)

「電子受付システムでの申込受付期間」
 令和5年4月12日(水曜日)午前10時から4月18日(火曜日)午後1時まで
 「郵送での申込受付期間」
 令和5年4月12日(水曜日)到着分のみ受付

「職場体験実習面談会」のながれ
色付部分が企業様の該当箇所です。

4/12 ~ 4/18	4/20 頃	5/16 頃	6/2	6/6	6/9	6/13 6/14	6/28
参加申込	参加決定	「財団」支援機関(面談者)推薦情報公開	申込(区切り)	「財団」参加企業「履歴書」受付	「財団」参加企業「履歴書」届出	面談会	「面談会後」2週間以内
							「財団」へ結果報告

主催 東京しごと財団 世田谷区障害者雇用促進協議会 世田谷区 申込書は裏面です→

【障害者を支援する人材の育成】

(1) 障害者就労支援体制レベルアップ事業 (福祉局・東京障害者職業センター)

就労支援センター、就労移行支援事業者等就労支援機関の職員を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報・技術・コミュニケーション能力の習得に資する研修を実施します。

(2) 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供 (東京障害者職業センター)

就労支援機関に対して、アセスメントの方法等、就労支援に関する技術的助言・援助の実施、就労支援機関からニーズが多いテーマを設定した「就労支援課題別セミナー」の開催、南関東エリアにおける就労支援機関の実務経験者を対象にアセスメントの向上を目的とした「就業支援実践研修」の開催、また訪問型ジョブコーチ等に対して、ジョブコーチ養成研修を実施するとともに、ジョブコーチ養成研修、及びジョブコーチ支援スキル向上研修の修了者へのサポート研修を実施しています。

(3) 就労支援機関連携スキル向上事業 (福祉局)

就労支援機関等を対象に、雇用導入期の企業へのアプローチ・マッチング等の

スキルを付与するための実践的な研修や、医療機関との連携をスムーズにするための情報交換スキルを向上する研修を行うとともに、就労定着支援事業所等の定着支援スキルを向上する研修を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。

(4) 精神障害者就労定着連携促進事業 (福祉局)

精神障害者就労定着支援連絡会の設置や、医療機関連携コーディネーターの配置により、医療機関・就労支援機関・企業等が連携して就労支援を行い、精神障害者の就労定着支援の充実を図ります。

(5) 就労移行支援事業におけるテレワーク等支援力向上事業 (福祉局)

就労移行支援事業所等向けに、新しい日常におけるテレワーク等の多様な働き方に対応するための研修や事例紹介等を行い、障害者の円滑な就職活動及び就労促進・定着を図ります。

【雇用の場と機会の拡充】

(1) チャレンジ雇用への取組 (産業労働局・福祉局・教育庁)

都庁で知的・精神障害者を一定期間雇用し、業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現を図ります。平成28年度からは都庁内に「東京チャレンジオフィス」を開設し、知的障害者及び精神障害者が会計年度任用職員や短期実習生として、それぞれのニーズや適性に応じた就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援します。

(2) 「TOKYO 障害者マッチング応援フェスタ」の実施 (産業労働局・東京労働局・しごと財団)

東京都、東京労働局、東京しごと財団が連携して、障害者を対象に障害者就職面接会や職場体験実習面談会を実施します。

また、業界団体とも連携し、講演やパネルディスカッションなどの普及啓発イベントも開催し、障害者の就職準備度向上や障害者雇用に係る理解を促進します。

【雇用に取り組む中小企業への支援】

(1) 東京ジョブコーチ支援事業 (しごと財団)

所定の研修を修了した東京ジョブコーチが障害者を雇用する職場に出向き、職場環境の調整、通勤やコミュニケーション、テレワークの支援など職場に定着するための支援を行っています。

(2) 企業向け普及啓発セミナー（産業労働局・福祉局・教育庁、東京労働局）

産業労働局・福祉局・教育庁の3局連携及び東京労働局の共催による企業を対象としたセミナーを実施しています。

		テーマ・開催日		
教育庁	テーマ	都立特別支援学校生徒のインターンシップの受け入れに関する個別相談会		
	開催日	令和4年9月7日～9月9日、 令和5年2月2日～2月3日 (オンライン)	参加者	45社参加
福祉局	テーマ	障害者雇用、関係機関が支えます！		
	開催日	令和5年2月22日～3月22日 (オンデマンド配信)	参加者	70名申込
産業労働局	テーマ	企業向け障害者雇用普及啓発セミナー		
	開催日	令和5年3月	参加者	中止

(3) 障害者雇用促進ハンドブックの作成・配布（産業労働局）

障害者雇用に当たっての留意点のほか、雇用支援制度や地域の関係機関を紹介する「障害者雇用促進ハンドブック」を作成し、広く配布しています。

(4) 障害者雇用就業サポートデスク（障害者雇用就業総合推進事業）（しごと財団）

障害者・企業等に対し、テレワークを含む障害者雇用就業支援に係る丁寧な情報提供及び相談対応（オンラインを含む）を実施します。

(5) 障害者雇用実務講座の実施（障害者雇用就業総合推進事業）（しごと財団）

障害者雇用未経験の中小企業人事担当者を対象に、障害者雇用に必要な基礎知識・ノウハウを学べる講座（3日間・年6回）を実施し、障害者雇用（採用手続・雇用管理）を中核的に進める人材を養成します。

(6) 障害者雇用ナビゲート事業（障害者雇用就業総合推進事業）（しごと財団）

初めて障害者を雇用する中小企業を対象に、専門のナビゲーターが雇用前の職場環境等の整備から採用手続、採用後の雇用管理に至るまで一貫した支援を長期的に行っていきます。

また、令和5年度より、テレワークを行う障害者の新たな雇用及び障害のある社員に対するテレワークの導入に対して支援を行います。

(7) 企業向けワークショップの実施（東京障害者職業センター）

障害者雇用の経験に応じた雇用管理のノウハウに関して様々なテーマを設定した、企業の担当者向けのワークショップを実施しています。

(8) 中小企業のための障害者雇用支援フェア（産業労働局・東京労働局・高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部）

障害者雇用に取り組もうとする中小企業を対象に、障害者雇用に係る支援制度や支援機関等を紹介し、障害者雇用について理解を深めてもらうための「障害者雇用支援フェア」を東京都と東京労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部の3者主催により開催し、中小企業における障害者雇用の推進を図ります。

(9) 中小企業障害者雇用支援助成事業（産業労働局）

国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）（以下「特開金」といいます。）の対象となる障害者を雇用し、特開金の助成対象期間満了後も引き続き雇用する中小企業に対し最大3年間助成金を支給します。

(10) 障害者安定雇用奨励事業（産業労働局）

障害者や難病患者の安定雇用と処遇改善に取り組む事業主に対して、奨励金を支給します。

(11) 難病・がん患者就業支援事業（産業労働局）

難病・がん患者が安心して職場で活躍できるように、治療と仕事の両立に配慮して、雇入れや就業継続に必要な支援を行う事業主に対し、奨励金を支給します。

(12) 障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の顕彰制度（産業労働局）

障害者が社会の中で生き生きと活躍できるよう、障害者雇用において特色ある優れた取組を行っている企業を顕彰するとともに、好事例の発信を行います。

(13) 中小企業障害者雇用応援連携事業（産業労働局・しごと財団・東京労働局）

東京都、東京しごと財団、国（東京労働局・ハローワーク）、都内障害者就労支援機関が連携し、都内障害者就労支援機関に配置した支援員により、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業を個別訪問し、企業ニーズに応じた情報提供支援メニューの提案等を行います。

(14) 職場内障害者サポーター事業（産業労働局・しごと財団）

都内企業の人事担当者や障害者と共に働く社員に対し、障害者支援のノウハウが学べる養成講座を実施するとともに、一定の条件を満たした企業に対し、奨励金を支給します。

【児童・生徒の職業的自立を目指した教育の推進】

(1) 特別支援学校におけるキャリア教育の推進（教育庁）

小・中学部段階からのキャリア教育を充実し、働く喜びが体感できる指導等の展開を図ります。

(2) 生徒全員の企業就労を目指した知的障害特別支援学校高等部の設置等（教育庁）

企業就職率100%を目指す高等部就業技術科（5校）及び職能開発科（5校）の設置など、生徒一人ひとりの多様な進路希望に応える後期中等教育の実現に努めます。

(3) 特別支援学校高等部生徒の職場実習及び就労先の開拓（教育庁）

関係機関と連携して企業向けのセミナーを開催し、理解啓発を図った上で職場実習や就労先の開拓を進めています。

また、就労支援アドバイザー等の民間活力を活用した就労先等の開拓に取り組めます。

障害者就労支援の取組のイメージ

